

敬神功勞章について

敬神功勞章授与規程第一条に「神宮及び神社の役員及び総代その他の氏子崇敬者にして特にその功績顕著なる者には、(中略)統理に於てその功績を顕彰し、敬神功勞章を授与する。」とあり、役員・総代は勿論、当該神社を崇敬される方々総てを対象としている事が規定されております。

第二条には、敬神功勞章の種別が定められており、上位から特別功勞章(金章)・功勞章(銀章)・有功章(七宝章)の三等級となっております。

また本章の授与式は、神社本庁神殿に於て執り行われ、当日は功績状を副えて授与されます。

敬神功勞章の内申について

本制度は毎年二回、三月と九月に、各都道府県神社庁長の内申に依り、選考委員会を開催して審査を行なっておりますので、候補者の内申は期日までに提出願います。

各章の内申については「敬神功勞章授与規程細則」第四条に該当者の調査基準が設けられており、夫々要約すると、次の通りです。

●特別功勞章(費用 八〇、〇〇〇円)

功勞章を授与された方の内、表彰規程第三条第三号又は第四号後段の規定(所謂神職以外の方を対象とした規程表彰のこと)により表彰を受け、齢古希を過ぎ、以下の何れかに該当する方

イ、役員は十五年、総代は二十年以上在職し顕著な功績が有る方

ロ、氏子崇敬者の範たる功績が有り、イに準じる功績が有ると認められる方

● 功労章（費用 五〇、〇〇〇円）

有功章を授与された方の内、齡還曆を過ぎ、以下の何れかに該当する方

イ、役員は十年、総代は十五年以上在籍し功績多大なる方

ロ、社殿・境内の整備等の事業に功績が有り、イに準じる功績が有ると認められる方

ハ、教化活動及び神事、行事等十五年以上に亘り奉仕され、イに準じる功績が有ると認められる方

● 有功章（費用 三〇、〇〇〇円）

全国神社総代会の表彰、神社本庁記念表彰及び都道府県神社庁又は同総代会の表彰（記念表彰を含む）の一以上の表彰を受け、以下の何れかに該当する方

イ、役員は五年、総代は七年以上在職する方

ロ、神社の事業、教化活動等に十年以上奉仕され功績顕著な方

ハ、日参十年以上、清掃奉仕五年以上を続け、又はこれに類する行為があつた崇敬篤い方

ニ、金五千万円以上の浄財、又はこれに相当する工作物、境内地等の寄付をした方

原則として有功章の受章には総代会或は神社庁、神社本庁の表彰を受けていることが前提となり、また、特別功労章・功労章の受章には夫々下級（功労章・有功章）の受章が前提とされており、また、ご留意願います。

埼玉県神社庁への内申について

各支部から神社庁への内申は、調書及び履歴書に費用を添えて、定められた期日までにご提出願います。